

民事訴訟手続のIT化に対する要望

2021年11月10日

一般社団法人 日本経済団体連合会

民事裁判IT化の全体像

政府の「未来投資戦略2018」において、民事裁判手続の全面IT化が盛り込まれ、現在、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会においてその実現に向けて議論。2022年度内に民事訴訟法改正要綱を取りまとめる予定。

提案されている改正事項

1. 訴状等のオンライン提出 “e提出”

- (1) 当事者は、インターネットを利用して、裁判所の「事件管理システム」のサーバに記録することで、裁判資料（訴状、準備書面等）を提出
- (2) 相手側当事者は、裁判資料がサーバに記録されたときにメールで通知を受け、事件管理システムのサーバにアクセスして裁判資料を閲覧・ダウンロード

2. ITを活用した口頭弁論期日 “e法廷”

- (1) 当事者双方が口頭弁論等の期日にウェブ会議で参加できるように
- (2) ウェブ会議による証人尋問の要件も緩和
- (3) ITツールを利用した新たな訴訟手続を創設

3. 訴訟記録の電子化 “e事件管理”

- (1) 当事者は、インターネットを通じていつでも訴訟記録の閲覧・ダウンロードが可能に

インターネット申立ての義務化の範囲

インターネットでの申立て等（訴状、準備書面の提出等）を義務化する範囲が争点に。



甲案 本人訴訟の場合も含め、インターネットでの申立てを義務付ける。
（やむを得ない事情がある場合は除く。）

乙案 委任による訴訟代理人（弁護士等）がいる場合に
インターネットでの申立てを義務付ける。

丙案 インターネットによる申立てと書面による申立てを任意に選択できる。

経団連の考え方

- ① 本人訴訟の場合も含め、原則としてインターネットによる申立てを義務付けるべき（甲案）。
その実現に向けて、まずは訴訟代理人があるときにインターネットによる申立てを義務付け（乙案）、段階的に全面的なIT化を目指すことも一案。
- ② 全面的な義務化のためには、本人訴訟のサポート体制の整備が必要。

民事訴訟に関する社会全体のコスト削減を図る観点からは、すべての申立てがインターネットでなされることが理想。他方、ITツールの利用が困難な国民も多数いるとの指摘も。

直近の部会資料では、**乙案**の採用が提案される。

新たな訴訟手続

ITツールの活用することを前提として、終局までの期間を見通すことのできる新たな訴訟手続を法定することが提案されている。

提案されている制度

当事者双方の申述等により
新たな訴訟手続が開始

2週間
以内

裁判所が口頭弁論終結期日、
判決言渡し期日を指定

6か月
以内

口頭弁論
終結

1か月
以内

判決
言渡し

- ✓ 一方当事者の申立てにより、途中から通常の訴訟に移行することができる。
- ✓ 判決書には、事実の要点及び主要な争点についての理由を記録。

経団連の考え方

迅速な訴訟のために新たな訴訟手続を設けることに賛成。
使い勝手のよい制度となるよう検討すべき。